

一宮市マスコットキャラクター「いちみん」着ぐるみ貸出要領

平成 31 年 1 月 28 日改訂

1. 趣旨

一宮市は、市民や市民活動グループ、企業などが主催するイベント等において、一宮市マスコットキャラクター「いちみん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の利用が適当と認められる場合、着ぐるみの貸し出しを行います。

2. 使用手続き

(1) 貸出対象者及び着ぐるみ利用者（以下「利用者」という。）

一宮市内に活動の本拠を置き、その主たる構成員が市内に在住、在勤、在学の市民活動グループや各種団体、企業、店舗などのほか、経済部商工観光課長（以下「商工観光課長」という。）が適当と認めた者とします。

(2) 貸出条件

- ①法令及び公序良俗に反しないこと。
- ②政治、思想、宗教等の活動に使用しないこと。
- ③営利目的のみの活動に使用しないこと。（市内企業等を除く。）
- ④個人・団体のマスコットとして使用しないこと。
- ⑤一宮市の品位や「いちみん」のイメージを損なう使用をしないこと。
- ⑥貸出承認を受けた者以外は使用しないこと。
- ⑦着ぐるみによる直接の営業行為（個別商品のPR等）を行わないこと。

(3) 着ぐるみに入る者の制限

- ①中学生以上とします。（18歳未満は、必ず保護者または責任者の同意を得てください。）
- ②身長 155～170 cm程度の人とします。

(4) 貸出期間（使用期間）

必要とする最小限の期間とします。ただし、受取・返却期間を含む、最大1週間以内とします。

※受取・返却日は土・日曜日、祝祭日、年末年始を除く午前9時から午後5時までとします。

(5) 申請方法

一宮市マスコットキャラクター「いちみん」着ぐるみ貸出申請書（以下「申請書」という。）に必要事項を記載し、経済部商工観光課へ提出してください（郵送、FAX、Eメール可）。

(6) 使用料

無料とします。

(7) 注意事項

- ①申請書は、引渡し希望日の10日前までに提出してください。
- ②着ぐるみの貸出期間が重複する場合は、希望に沿えない場合があります。
- ③着ぐるみの貸出について、予約に関係なく公共のイベントを優先する場合がございます。

3. その他

(1) 審査・承認

商工観光課長は、提出された申請内容を審査し、申請書の写しに受付印を押印したもの（以下、「承認書」という。）により通知するものとします。

(2) 承認の取消し

商工観光課長は、承認書をすでに交付した場合でもやむを得ない事情があると認めた場合は、貸出承認を取り消すことができるものとします。

(3) 着ぐるみの返却

着ぐるみは、原則として、使用終了日の翌日に返却するものとします。

4 留意事項

- (1) 着ぐるみの使用にあたって必要となる搬出入は、利用者が行うものとします。
- (2) 着ぐるみ着用に際しては、周囲の安全に十分配慮するとともに、必ず補助者を1人以上付けてください。
- (3) 着用の際は、以後の利用者が快適に使用できるよう、素肌が直接着ぐるみに触れないよう気をつけください。
- (4) 着ぐるみ内は高温になるため、中に入っている人の健康管理を十分に行ってください。
- (5) マスコットキャラクターのイメージを保つため、着ぐるみ着用時は声を出さないでください。また、公衆の面前での着脱は行わないでください。
- (6) 着ぐるみは、大切に扱ってください。特に、火気・水気には絶対に近づけないでください。
雨天等で天候が悪化している場合の屋外使用は認めません。
- (7) 着ぐるみの改造等は認めません。
- (8) 着ぐるみを破損または汚損した場合は、利用者の責任と負担により修理、修復をお願いします。修理、修復が困難な状態までに損傷したときは、利用者に実費弁償していただく場合があります。
- (9) 着ぐるみの使用によって発生した事故等について、一宮市はその責任を負いません。必ず利用者の責任において適切な処理をしてください。
- (10) 虚偽の申請により着ぐるみを使用しようとした場合または上記留意事項に反する場合は、貸出承認を取り消すものとします。